

# 令和3年度弘前市総合計画二次評価案

## 1 リーディングプロジェクトの二次評価案

※網掛けの項目については、第1回総合計画審議会において回答した内容(補足説明含む)です。

No.	プロジェクト	対象ページ	審議会委員の意見	委員名	事務局回答内容	二次評価案
1		p.5	<p>・「多様な人材活躍応援事業」の資格取得チャレンジ事業について、若年層や女性の申請が少ないとのことだが、広報方法について幅広い広報を行う必要があるかと思う。基本的に高齢者層は紙媒体(広報紙や回覧板、新聞など)で情報を得る事が多く、若年層はSNSなどのインターネット媒体(LINEやFacebook、Instagramなど)で情報を得る事が多く、対象となる方の情報を得る媒体が乖離している状況かと思う。そのため、広報においてはただ広報紙などの紙媒体で行うだけでなく、インターネット媒体も活用していく事でより申請につながる方を増やせるかと思えます。個人的には審議会で聞いて知ってはいるが、普通に生活していてこの事業について知れる機会がない事を考えると、若年層はあまり「ある事も知らない」という方も多いのではないかなと感じている。</p>	外崎委員	<p>・当該補助制度は、ハローワークを通して求職の申し込みをしている失業者や、正規雇用を目指すパート・アルバイト労働者を支援対象としており、高校生や大学生、正社員などは支援の対象外となっています。</p> <p>・このことから、市内の教育訓練施設(自動車学校、パソコン教室等)、技能講習施設(弘前地区労働基準協会等)、ハローワーク弘前などにチラシを配布しています。</p> <p>・また広報ひろさき、市ホームページのほかに、若年層に向けてフェイスブックやツイッターといったSNSを活用し、周知を行っています。</p> <p>・引き続き、各年代層に合った周知方法を検討しながら、制度周知に努めていきます。</p>	
2	誰もがいきいきと活動できる快適なまちづくり	p.6	<p>・除排雪のオペレーター不足や高齢化への対策や人材確保について、どのように考えているのか。</p>	珍田委員	<p>・市では、建設業就業者の高齢化や若者の建設業離れによるオペレーターの減少を大きな課題としてとらえており、令和3年3月の弘前市総合計画改訂において、「除雪オペレーターに対し、講習会等を実施し、技術力の向上を図るとともに、最低補償費の制度改定によりオペレーター等の人材の確保を進めます。」と明記しました。</p> <p>・その背景としては、持続可能な除排雪体制の構築を図ることを目的に、令和2年5月に除排雪業者を対象としたアンケートを実施したところ、「オペレーターの人材の確保が必要」との意見が約9割の除排雪業者から寄せられたことにあります。</p> <p>・少雪傾向が続くと報酬が支払えず、オペレーターの約3割を占める季節雇用の農家が県外流出する等の懸念があったため、暖冬少雪でも必要となる経費を業者に補償する最低保障比率の引き上げ(最低保障制度の改定)を、令和2年度に行いました。</p> <p>・なお、令和3年5月に除排雪業者を対象とした同様のアンケートでは、ほぼ全ての除排雪業者から「令和2年度の最低補償制度の改定は、暖冬少雪時に備え継続した除排雪体制の確保につながった」と良い評価をいただきました。</p> <p>・引き続き、講習会等による人材育成も進めながら、オペレーターの確保に努めていきます。</p>	多様な人材が活躍できるよう支援制度の周知を強化するとともに、引き続き除排雪オペレーターの確保に取り組むこと。
3		p.7	<p>・「障がい者理解啓発事業」の進捗状況はどうなっているのか。</p>	外崎委員	<p>・当該事業は令和3年度からの新規事業となっており、「小中学校出前講座」と「ヘルプマーク啓発事業」の2つを実施します。</p> <p>・「小中学校出前講座」については、障がいのある方を講師として派遣し、障がいに対する理解を深める講座を実施する予定としており、今年度は学校での導入の可能性を探るためモデル的に実施する予定です。障がいのある方と講座の具体的な実施内容を検討しており、あわせて学校との調整を行っています。</p> <p>・「ヘルプマーク啓発事業」については、ヘルプマーク・ヘルプカード啓発のステッカーを作成し、路線バスや店舗等に貼付を依頼するものです。今後、弘南バスほか関係機関へ掲示依頼を行っていきます。</p> <p>・障がい者に対する市民の理解は次第に高まりつつありますが、それでも、物理的な障壁や制度的な障壁、文化・情報面での障壁、心の障壁など、多くの障壁が厳然と存在しています。このため、子どもの頃から障がい者との共生を進めるとともに、あらゆる機会を通じて啓発・広報の充実による障がい及び障がい者への理解の促進を図るとともに、障がいを理由とする差別の禁止や合理的配慮などの考えを広めて、障がいのある人も障がいのない人も共に生きる社会を実現していくことを目指します。</p>	

## 1 リーディングプロジェクトの二次評価案

※網掛けの項目については、第1回総合計画審議会において回答した内容(補足説明含む)です。

No.	プロジェクト	対象ページ	審議会委員の意見	委員名	事務局回答内容	二次評価案
4		p.14	・今後の方向性として、「令和4年度からは望ましい生活習慣の実施が難しい親子への継続した現状確認、支援等を行ってまいります」とあり、令和3年度までは取り組んでこなかったようにも捉えられるがどうなのか。	藤田委員	・望ましい生活習慣の実現に向けた取組は、これまでも行っていることから、今後の方向性の記載内容については、誤解のないよう修正します。 ・なお、当該記載部分は、令和3年度からの新規事業である「次世代の健康づくり推進事業」の今後の方向性を記載した内容となっており、本事業では、まずは今年度、1歳半・3歳児健診で生活習慣等を保健師が確認、指導する等の取組を行い、令和4年度はそれに加えて、生活習慣の改善が必要と確認された親子に対する継続した状況確認や保健指導を行えるよう、現在手法等を検討しているところです。	
5	安心できる医療体制と健康長寿の推進	p.16	・高齢者介護予防運動教室事業や高齢者ふれあい居場所づくり事業については今後も拡充していけるように取り組みしていただきたいです。包括的支援事業において中心となる地域包括支援センターについてですが、地域包括支援センターの業務は多く、その中でも事業対象者や要支援者(介護保険の要支援1・2の認定を受けた方)への予防プラン作成の業務がかなりの比率を占めている可能性があります。現在人員増設との事に対応されていますが、人を増やしてもこの予防プラン作成業務を何とかしないと本来のセンターとしての業務がおろそかになってしまう或いはセンター職員の負担が増え続けてしまうリスクがあります。弘前市の各包括支援センターが平均何件の予防プランを作成しているかは不明ですが、包括支援センターの本来の業務(総合相談、介護予防ケアマネジメント、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント)と予防プランは別になるので、切り分けて考える必要があります。多問題家庭の事業対象者や要支援者については包括支援センターが継続的に関わる事があるかと思いますが、特に問題がない方であればわざわざ包括支援センターが担当しなくても居宅介護支援事業所に委託し、対応をお願いする方が負担軽減につながります。包括支援センターの本来の業務は予防プラン作成ではないので、本来の業務に集中できるような環境を整える支援が必要です。 ・認知症支援事業の中でサポーター養成講座があげられていますが、この中でサポーター養成講座を担当するキャラバンメイトを包括支援センター職員が兼務しているという状況はありませんか？また認知症地域支援推進員について包括支援センターの専門職が兼務しているという状況になっていませんか？もし兼務しているという場合であれば、これも本来の包括支援センターの専門職の業務ではありませんので、兼務している分、包括支援センターの専門職の負担が増加していると認識してください。本来であればキャラバンメイトや認知症地域支援推進員は別枠で配置できるように取り組みすべきではありますが、予算の都合上配置できず兼務でお願いしますと行政側から言われる場合が潤沢な予算がない市町村だと多いようです(青森市はそうです)。これがすべて満たしている場合、包括支援センターの専門職の業務内容は「本来の業務(総合相談など4つの業務)」に加えて、予防プラン・認知症サポーター養成講座、認知症地域支援推進員としての活動が増えます。おそらく包括支援センターの専門職配置は5~6名程度かと思いますが、5~6人でこの業務内容をすべて滞りなく行うのは現実的ではありません。業務負担が多くなるというのも一つですが、本来であれば包括支援センターの専門職としての業務と予防プランやサポーター養成講座、認知症地域支援推進員の活動は切り分けて考える必要があり、兼務している場合だと混同してしまうリスクがあります。包括支援センターが本来の業務に集中できるように、ただ人員を増やすのではなく、業務内容において兼務が増えていないか、本来の業務以外の業務が増えていないかをしっかり確認していく必要があります。委託先の法人の考え方もあるため、一概には言えませんが…包括支援センターが本来の業務に取り組めるよう支援していく事が包括的支援事業の推進を効果的に図れるかと思えます。	外崎委員	・平成27年から全国的に介護予防・日常生活支援総合事業が始まり、地域包括支援センターが担う業務が包括的支援事業(総合相談、権利擁護、介護予防ケアマネジメント【事業対象者という区分が増え、事業対象者と要支援1、2の方が総合事業のサービスを利用した場合に行うもの】、包括的・継続的ケアマネジメント)と介護予防支援事業(要支援1、2の方が介護予防サービスのみ利用した場合行うもの)の2つの業務を行う形になりました。当市では平成29年度より総合事業に移行し、介護予防プラン作成を行う職員は介護予防支援事業のみを行う者として配置され、包括的支援事業を担うことなくプラン作成のみを実施する形となったため、介護予防プラン作成者の負担は軽減されています。しかし、総合事業に移行したことで事業対象者という区分の方が増えたため、介護予防ケアマネジメントの業務量が増加し、包括的支援事業の業務を担当する者の負担が増加することになりました。そのため当市では平成31年度より利用者の状態に合わせたサービスが利用できる事業の見直しを行い、事業対象者向けのサービス(生きがい型デイサービス、生活支援サービス)を設定し、更に介護予防ケアマネジメントにおいても利用するサービス、状態に合わせたケアマネジメントを実施し、負担軽減が図られるようケアマネジメントの種類を細分化しています。また、介護予防ケアマネジメントも居宅介護支援事業所へ委託することができるため、それに伴う加算を創設するなど委託を受け入れやすい体制作りにも努めています。今後も、その他の包括的支援事業の業務を圧迫しないよう地域包括支援センターと連携を図りながら、総合事業の見直しや負担軽減が図られる体制作りを行っていきたいと考えています。 ・当市では、市内7か所の地域包括支援センターに対し、包括的支援事業として、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務、第1号介護予防支援事業を委託し、また社会保障の充実分として、認知症総合支援事業と地域ケア会議推進事業の他、多職種協働による地域包括支援ネットワークの業務を委託しています。この中の認知症総合支援事業では、地域包括支援センターの職員が、キャラバンメイト、認知症地域支援推進員として活動しています。 地域包括支援センターでは、総合相談支援事業において、認知症に関する相談が増えており、認知症に対する理解不足から重症化後の相談が多い、うまく受診につながらないなどの現状があり、解決までに長期介入を要する場合があります。認知症地域支援推進員は、地域の実情に応じて医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援や、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う役割を担っています。地域包括支援センター職員が認知症地域支援推進員を兼務することで、推進員としてのスキルが、認知症の人やその家族への支援に活かされるため、より厚みのある支援につながっているものと考えています。また、増加が見込まれる認知症に対しては、積極的に予防的介入を行って、認知症の早期発見、重症化予防を図ることが必要であり、地域包括支援センターの職員がキャラバンメイトとなって、地域住民に認知症の普及啓発を行い、地域の見守りの支援体制づくりをすることは、地域包括支援センターの目的である高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるようにするための地域包括ケアの推進となるものです。なお、認知症サポーター養成講座につきましては、地域包括支援センター以外にも病院や施設、学校等に勤務するキャラバンメイトがおり、対応しています。 地域包括支援センターの業務負担が増えている要因としては、高齢者人口が増加し、また、相談内容が複合的で多様化していることが挙げられます。今後、地域包括支援センターが高齢分野に集中することができるよう、複合的な課題をもつ相談に対し、各分野横断的に対応可能な相談支援体制を構築するなど環境を整えていきたくと考えています。	高齢者介護予防運動教室事業や高齢者ふれあい居場所づくり事業は今後も拡充して取り組むとともに、地域包括支援センターについては職員の増員だけでなく業務内容も確認し、センターが本来担っている業務に職員が専念できる環境を整えること。

## 1 リーディングプロジェクトの二次評価案

※網掛けの項目については、第1回総合計画審議会において回答した内容(補足説明含む)です。

No.	プロジェクト	対象ページ	審議会委員の意見	委員名	事務局回答内容	二次評価案
6	地域を担うひとづくり	p.18	・歴史や文化に触れる機会の創出の充実を図る体制と世界遺産登録を機に、市民によりプラスになるような環境を整えてほしい。	鈴木委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>「文化財施設公開事業」や「史跡等公開活用事業」などにより、歴史資料や文化財建造物などの文化遺産の公開活用を進め、また、文化財に触れるイベントを開催するなどし、市民が歴史や文化に触れる機会を増やすよう取組を進めます。</li> <li>大森勝山遺跡は令和3年7月27日に「北海道・北東北の縄文遺跡群」として世界遺産に登録されました。多くの来訪者が見込まれることから、史跡の価値を守りながら、整備工事を迅速に進めていきます。</li> <li>また、土器づくりなどの体験プログラムを整備し、市外からの教育旅行の誘致を進めるほか、車移動を想定した遺跡周辺の周遊マップの作成、小牧野遺跡・大湯環状列石など環状列石を有する遺跡間での連携など、観光資源の一つとして、関係機関と連携して史跡の活用に努めていきます。</li> </ul>	世界遺産登録を契機として、市民の歴史や文化に触れる機会が充実するよう、環境整備を進めること。また、地元就職に興味を持つ若者が増えることを見据え、将来地元で働くことを具体的にイメージできるような取組を進めること。
7		p.22	・1人1台端末を配備したと思うが、今後の維持管理やソフトの更新等はどうなるのか。	珍田委員	・1人1台端末の配備については、国からの交付金を活用していますが、今後の機器の維持管理や使用ソフトの更新等については、当市の責任において必要な対応を行っていきます。	
8		p.22	・地元就職に興味を持つ若者がこれから多くみられる。インターンシップを充実させ(人のつながり、魅力を強化)、将来が見える地域での働き方をモデル化することを、「今後の方向性」に追記するとよいのではないか。	成田委員	・いただいたご意見を二次評価に反映し、今後の取組検討の参考とさせていただきます。	
9	つながる・支える地域コミュニティ	p.25	・町会の担い手育成の成果があがっていることは喜ばしい。ただし、関心を持ってもらうだけでなく、業務改善をした上で、担い手を育成していく必要があると考える。広報の配布や集金を担う班長は、順番が回ってきて担当している方が多いと思うが、仕事・共稼ぎ・子どもが小さい等の理由で順番が回ってきても対応できないという悲痛的な訴えをされる方もおり、町会の業務改善を考えていかなければならないのではないか。仕事が多いと、いくら関心を持っていてもできないということになりかねない。総会の資料作りなども、役員の方は大変苦労されている。エリア担当の市職員に、そういった事務的な業務のサポートをお願いできれば、大変助かると考える。	森委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>町会の維持・活性化を図るうえで、当市からの協力依頼に係る業務の負担軽減に向け、市としても取り組んでいかなければならない課題と捉えていますので、広報の配布方法など、業務改善に向けた検討を引き続き進めていきます。</li> <li>エリア担当職員については、今年度人数を増員したほか、各町会の加入促進のチラシを作成するなど活動の幅を広げています。しかしながら、本務との兼務により活動しているエリア担当職員が町会のすべての事務作業をサポートすることは難しく、また、住民自治を担う町会に対し行政が支援すべき業務かどうかなど、慎重に検討していく必要があると考えます。</li> <li>町会の負担軽減や行政による支援のあり方については、町会連合会との意見交換などとおして、今後の方向性について検討を進めていきます。</li> </ul>	町会活動の担い手不足解消の一つの方策として、町会の業務負担軽減に向けた検討を進めること。また、「ひろさき未来創生塾」については、その効果を検証しながら、地域の未来を考え実践することができる人材の育成に取り組むこと。
10		p.25	<ul style="list-style-type: none"> <li>ひろさき未来創生塾について、第一期生として参加した者としては反省点の多い事業だったと思う。</li> <li>市税投入しており、評価のため行政側が評価しやすい取組や公共性という観点から予算申請方法も1%システムを流用した方法というのは理解している。ただし、本来の目的は「市民主体の活動の活発化」であることを考えると「予算ありきの活動になってしまうリスク」が発生する。現実問題、今回の未来塾にて卒業したメンバーで企画し行った活動が今後も続けられそうなのは1チーム、メンバーのモチベーション次第が1チーム、次回の予定について目途が立っていないのが1チームという現実がある。参加したメンバーからは意欲につながる声が聞かれたとの記載があるが、その後の追跡調査を行い市民活動を行えているかなどもセットにし評価しなければ、「ただ参加して、良かったという感想をもらいました」で事業としては終わってしまう。</li> <li>今後評価するのであれば「参加者からまちづくりへの意欲につながる声が聞こえました」だけでよい評価とするのではなく、追跡評価(前回参加者から何かしらの弘前市内での市民活動に参加できているか)を行う事でより具体的な評価ができるかと思うので、第2期生を募集しながら、第1期生への聞き取り調査も第2期生卒業のタイミングで評価してほしいと思う。それがなければ「市民主体の活動が活発化」しているように見せかけるだけの事業としか思えないので、「活発化している」と明確に判断できるような評価を行っていただきたい。</li> </ul>	外崎委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>ひろさき未来創生塾は、まちづくり活動の当事者として積極的に地域に関わる市民を育成しようとする取組であり、第一期生全員ではありませんが、卒業後も自主的・積極的にまちづくり活動を続けられている方が複数います。</li> <li>引き続き、塾を通じた繋がりを保ちながら、卒業後の活動について情報収集し、評価します。</li> </ul>	
11		p.25	・「おさがり交換会」などの事業は委託して対応をお願いしている事が多いと思う。地域の支え合いを推進していく為にはただ行政側が一方向的に依頼し委託していくのではなく、委託先からの意見や声を聞き取りながら計画の修正など行っていく事が大切だと考える。委託先の職員のモチベーションを維持できるように一方的なお願ひにならないよう取り組んでほしい。		<ul style="list-style-type: none"> <li>「おさがり交換会」を含む「地域共生社会実現サポート事業」は、団体自らの意思で実施する事業に対し当市が経費支援を行っている「補助事業」であり、「委託事業」ではありません。</li> <li>補助事業…市が公益性があると認めた事業に対し、実施主体への経費支援を行うもの。</li> <li>委託事業…市の事業を市に代わり受託機関が実施するもの。</li> <li>当該事業では、当市が経費を支援するのみならず、補助事業者と綿密に連絡を取り合い、「おさがり交換会」等の円滑な実施に努めています。</li> </ul>	

## 1 リーディングプロジェクトの二次評価案

※網掛けの項目については、第1回総合計画審議会において回答した内容(補足説明含む)です。

No.	プロジェクト	対象ページ	審議会委員の意見	委員名	事務局回答内容	二次評価案
12		p.30	・津軽圏域DMOの早めの体制を整え、充実した企画を立て、経済がプラスになるように新型コロナウイルス後の動きに通じるように積極的に取り組んでほしい。	鈴木委員	・現在DMOでは、各市町村の観光カルテを基に現地調査を実施するなどし観光診断を進めており、津軽圏域全体での観光戦略策定に向けて活動しています。当市も引き続き積極的に参画していくこととしています。	
13	2025年に向けた早期対策の推進	p.31	・「まちなかおでかけパス事業」は公共交通機関の利用者数増加にもつながる事業としてよいものと思う。ただし、現段階ではまだ対象者が限定的であり、「早い者勝ち」という印象である。対象となる高齢者の方によっては運転が怖いから免許返納できないという方や公共交通機関が不便だから車の運転を続けざるを得ないという方もいるかと思う。不便⇒出かける事が減る⇒身体機能が低下する⇒介護申請する、という悪循環も聞くことが多い。取組としては続けていただき、対象者については免許返納者を優先するだけでなく、運動教室に参加して能力改善が見られ教室を卒業した方が優先的に申込できるようにすれば、教室参加⇒身体機能改善⇒卒業しておでかけパス利用⇒外出機会が増え、歩く機会が増える⇒身体機能低下を予防できる、という良い循環を作り出すことができるかと思う。予算に限りがあり、対象者数を絞らざるを得ない状況なのであれば尚更、効果的に取り組めるようにおでかけパスをただ希望者に出すのではなく、一定の成果を達成できた方にも交付できるようにすることで公共交通機関の利用者数増加だけでなく、介護申請数の減少にもつなげる事ができより合理的な事業として取り組めるかと思う。 ※今後2025年～2050年頃までは人口としては65歳以上の高齢者数は現在と大きく変わりなく、18～65歳未満の現役世代の人口が現在の2/3～半分近くまで減少する予想になっている(これは青森市も同様)。その事を考慮すると、現段階で元気な高齢者の方々に身体機能を維持していただくことで、2050年頃に現役世代が減少したとしても高齢者層が元気であれば様々な場面で活躍できる方を増やすことができるかと思う。	外崎委員	・「まちなかおでかけパス(5,000円でパス購入後、対象路線に100円で乗車可能)」の定員500人に対し、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり申し込みが低調であったため、2次募集も行い8月に定員に達しました(優先購入となる免許返納者は41人)。令和2年度は先着順の要素もありましたが、令和3年度は、590人の申し込みがあり、抽選により500人の当選者を決定しました(優先購入となる免許返納者は45人)。 ・対象者については、免許返納者の優先購入と抽選を維持していく方向性としていますが、福祉政策との融合については、公共交通事業者との協議を踏まえ検討します。	「津軽圏域DMO推進事業」において、「ウイズコロナ」「アフターコロナ」を見据え、DMOが地域経済のけん引役となるよう取組を進めること。また、「まちなかおでかけパス事業」については、身体機能低下の予防の観点から、福祉政策との連携について検討すること。「創業・起業支援拠点運営事業」については、創業・起業が中心市街地の賑わい創出に相乗効果を生み出すような取組とするよう検討すること。「空き家・空き地対策」については、引き続き、空き地・空き家の利活用や発生予防に努めること。
14		p.34	・「創業・起業支援拠点運営事業」について、創業件数が30件となっている一方で、中心市街地の閉店が進んでいることから、支援施策や対象を適宜変えていく必要がある。	成田委員	・学生を含めた創業・起業を目指す市民に対し、引き続き「ひろさきビジネス支援センター」において、創業支援の専門家であるインキュベーションマネージャーが伴走型支援による相談対応を行い、創業・起業者の増加、そして地域経済の活性化につなげていきます。	
15		p.34	・「創業・起業支援拠点運営事業」では、創業件数が30件と成果をあげている。弘前大学の医学部の学生数名があ集まって医療の相談ができるカフェを創業した。これに刺激を受けた医学部の学生2名が大学の起業家塾を受講しており、学生の中でも創業の機運が高まっている。	森委員	・中心市街地の賑わい創出に向け、商業機能に加え、健康・医療等さまざまな機能を充実させ、来街者を増やすための新しい取組について検討します。 ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者向けの支援事業についても検討します。	
16		p.34	・「空き家・空き地対策」について、担当課ががんばって、だいぶ成果があがっていると感じている。単年度でこれだけ成果があるというのは、素晴らしい。成果に記載の件数以外にも、市民から相談はあるのか。解決が難しかったケースや解決率についても教えていただきたい。	田澤委員	・解決が困難なケースとしては、「相続登記がされておらず、法定相続人が多数となっている」ケースや、「所有者や相続人が解体費用を負担できない」等のケースがあります。 ・空き家条例施行後の平成26年から令和2年12月末までの解決率は、47.5%(解決件数503件/相談件数1,060件)となっています。 ・引き続き、市民が安心して暮らせる生活環境の構築に向け、空き家・空き地の発生予防や、利活用、解体の促進等、総合的な取組を進めていきます。	
17	全般	-	・成果が「△」にも関わらず、方向性が「維持」となっている計画事業がある。成果が「△」で「維持」であれば、さらに悪化するのではないか。「△」であれば、「拡充」として事業の見直しをするべきではないか。「維持」という言葉は、一般の方にはマイナス評価として受け止められかねない。	鴻野委員	・「方向性」の欄は、令和4年度に向けた方向性として次のとおり記載しています。 『拡充』: 予算や人員を増やし取組内容を拡充する場合または予算や人員を増やさずに取組内容を拡充する場合。 『維持』: 前年度と同程度である場合。 『縮小』: 予算や人員を減らすなど、取組内容を縮小する場合。 『終了』: 当初の計画通りに取組を終了する場合。 『その他』: 上記に該当する項目がない場合。 ・例年であれば「○」の成果を得られたと考えられる計画事業においても、昨年度は新型コロナウイルス感染症という特殊な事情により「△」となった事業が多く見られました。そのような事業については、令和4年度において、令和2年度と同じ取組内容で「○」以上の成果を得られると判断し、「維持」としているものです。 ・一方、「△」となった計画事業の中には、事業の見直しを図り「拡充」としている事業もありますので、「維持」及び「拡充」して取り組むことにより、次年度の成果向上を目指していきます。	-

## 令和3年度弘前市総合計画二次評価案

※網掛けの項目については、第2回総合計画審議会において回答した内容(補足説明含む)です。

## 2 施策の二次評価案

No.	分野別政策	政策の方向性	施策	対象ページ	審議会委員の意見	委員名	事務局回答内容	二次評価案
1	①学び	1 地域を担う人材の育成	3)健やかな体を育成する教育活動の充実	p.47	・子どもの頃からバランスの良い食事を食べられるようにするという取組は今後も継続していただきたいですが、共働き世帯・子供と両親のみの世帯・母或いは父と子どものみの世帯が多くなると親としては栄養のあるものなどを考えたくても忙しくて食事に意識を回せなくなる家庭も出てくるかと思えます。簡単に作れるバランスの良い食事セットやお弁当を比較的安価に利用できるようなサービスなど「わかってはいるけど、できない家庭」にも目を向けた支援にも取り組んでほしいです。	外崎委員	・当市では、食育の推進に当たり、「いきいき健やかなくらしの実現」を基本方針としており、市民一人一人が健全でいきいきとした毎日を送ることができるよう自らが食に対する知識や選択力を高め各世代に応じた食生活の改善ができるようにしていきたいと考えています。 ・食育推進に当たっては様々な生活状況が想定されることから、いただいたご意見もふまえ、手軽に取り組める食育の取組についても検討していきたいと考えています。 ・なお、参考までに本施策の計画事業④栄養食生活改善推進事業の取組の一つとして、食生活改善推進員と連携し、毎月市広報誌に簡単レシピを掲載、簡単に作れる栄養バランスの良いメニューを紹介しています。	今後も子どもの頃から食習慣を身に付ける取組を継続するとともに、忙しさで食事にも目を向けた支援にも取り組むこと。また、食育事業は「ウィズコロナ」下においても実施方法を工夫するなどして、スピード感をもって積極的に取り組むこと。
2				p.51	・食育強化事業「いただきます！」について、中央公民館岩木館、相馬館、10地区公民館、11学区まなびい講座で食育事業を実施できなかったのは、どうしてなのか。私からすると実施しなかったと感じます。コロナウイルス感染防止対策をして実施することはできなかったのでしょうか。「いただきます！」は必ず調理をしなくても、講話や劇などで伝えることも提案したのにすべて却下でした。相馬民生課での男性・女性・高齢者の講座は実施しました。すべて実施しないということは、とても残念でした。アウトプットで思うような結果が出ないのは仕方なくてもインプットで△は本当に実施する気持ちがあるのか、コロナ禍でもこれだけは実施したとなれば△にならないと思います。ちなみに今年は、保健師さんとは活動実施しています。スピード感をもって取り組んでほしいと思います。	斎藤委員	・昨年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況の見通しが立たない中で、食育事業に限らず他事業の実施が困難であったことや、年度当初に計画していた食育事業を、感染状況の収束を見込んで後ろ倒しにしたものの、感染の拡大により多くの公民館で中止せざるを得ない状況になったものです。 ・今年度は各公民館等において、調理実習の実施方法を工夫したり、講座形式に切り替えたり、様々な工夫をして実施しています。 ・各公民館等の食育事業においては、地域の方々との交流を深めながら体験型(調理実習等)の食育事業を実施することが、「食」について学ぶうえで、最も重要かつ効果的であると考えています。 ・今後は、各公民館等で工夫した点を共有したり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況によっては、体験型にこだわらずに講話等に切り替えたりなど、中央公民館として事業を推進していきたいと考えています。	
3	③子育て	1 弘前っ子の誕生	2)子どもの成長・発達に応じた切れ目のない支援	p.98	・取組としては今後も同様の内容で継続していただきたい。ただ気になる点として将来の人口比も考えると支援者側のマンパワーが不足する可能性がある事から保育士等の対応力強化だけでなく、保育士等の児童に関わる支援者の方々の待遇改善にも取り組んでいただきたい。	外崎委員	・保育の受け皿確保は国全体の課題であり、国において保育士の賃金改善やキャリアアップ等を実施し保育士確保を目指すことを目的とした「処遇改善等加算」制度が実施されています。また、親子に継続した支援を行っている保健師や臨床心理士の役割も重要と考えています。 ・当市としては、引き続き保育士等のキャリアアップに係る研修事業の実施を支援するとともに、保健師・臨床心理士との連携による支援の強化を図るなど、保育士等の処遇の改善と支援者全体の体制整備・質の向上に取り組んでいきます。	今後も取組を継続するとともに、保育士など児童に関わる支援者のマンパワー不足を見据え、必要な取組を検討すること。
4				p.99	・「要支援児に対する慢性的な療育機関不足等」は課題だと考えるが、療育を受けられる施設の数や、待機している児童の数も示していただきたい。	田澤委員	・5歳児発達健康診査では、全受診者の約1割の100人超が要支援・要観察児と判定されており、その中で保護者の希望に応じて、療育機関での療育を受けることとなります。 ・市内には療育機関が7箇所あり、受入可能な幼児数はその時の在籍数に応じて変動しますが、参考までに令和3年6月30日時点では7箇所の療育機関を87名が利用し、おおむね10名程度の新規受入が可能とされています。 ・100人超の幼児全員が療育機関による療育を希望しているわけではないことなどから、具体的な待機児童数までは試算できませんが、受入可能数は不足している状況となっており、療育機関を希望し利用できなかった児童の支援については、教育機関である幼児ことばの教室を紹介しているほか、保健師や臨床心理士が継続して支援しています。	



## 2 施策の二次評価案

※網掛けの項目については、第2回総合計画審議会において回答した内容(補足説明含む)です。

No.	分野別政策	政策の方向性	施策	対象ページ	審議会委員の意見	委員名	事務局回答内容	二次評価案
5	⑦農林業	2 担い手と農地の確保に向けた支援	4)耕作放棄地の防止と再生	p.185	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大前提として耕作放棄地については、りんごを対象にしているということで良いか。他作物への転作・転用は考慮しているのか。</li> <li>・個別に隣の畑の所有者に引き取ってもらうという例も聞いているが、そうしたのも加えて統計を出しているのか。</li> <li>・新規就業意欲がある人もいるが、1ターン、Uターンも含めてどうつないでいくか。対策を講じているのか。</li> <li>・耕作放棄の情報について、市に集約するシステムはあるのか。</li> </ul>	珍田委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・耕作放棄地対策事業については、りんごのほか、りんご以外の作物も対象となっています。</li> <li>・実態は不明ですが、そのような例も加わっている可能性はあります。</li> <li>・耕作放棄地の防止・再生に関しては、1ターン・Uターン者も含め、あらゆる農業者を対象としています。</li> <li>・「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」や、農業委員会で実施している「農地利用状況調査」により、耕作放棄の情報集約を行っています。</li> </ul>	耕作放棄地および荒廃農地の実態をしっかりと把握し、引き続き発生防止と再生に取り組み、農業生産力の維持・強化を推進すること。
6				p.185	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指標「荒廃農地の再生面積(年間)」について、ヘクタールで数値が出ているが、何件の荒廃農地が再生されてこの数値になったのか。面積は増えているが、件数も増えているのか知りたい。</li> </ul>	鴻野委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指標「荒廃農地の再生面積(年間)」について、令和元年度は39ヘクタールで再生件数は235件、令和2年度は59ヘクタールで再生件数は392件であり、件数では157件増加しています。</li> </ul>	
7				p.185	<ul style="list-style-type: none"> <li>・耕作放棄地と荒廃農地は、別々の指標なのか。互いを含むものなのか。</li> </ul>	田澤委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・耕作放棄地は「農家等が数年の間に再び耕作する意思のない土地」、荒廃農地は「農業委員会の調査で荒廃しているとされた土地」と定義されており、別々の指標となっています。なお、耕作放棄地と荒廃農地の両方に合致する土地も存在しています。</li> </ul>	
8				p.185	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指標と計画事業との関連性は適切なのか。</li> </ul>	森委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「耕作放棄地対策事業」は耕作放棄地に対する雑木の除去や整地等の再生事業を支援する事業であり、「中山間地域等直接支払交付金事業」及び「多面的機能支払交付金事業」は農業生産活動の継続及び農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動を支援する事業であることから、いずれも指標との関連性は適切です。</li> </ul>	
9				p.185	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県でも市でも、面積に応じて国から予算が配分されるため、実際の面積ではなく、国に出している面積と合わせるために無理な評価をしている部分があるのではないか。この点について確かなものなのか、お知らせいただきたい。</li> </ul>	小田桐委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「中山間地域等直接支払交付金事業」及び「多面的機能支払交付金事業」はともに国から予算配分されている事業となりますが、協定等の交付対象者から申請された対象面積に基づいて国に対し交付金の要望を行っているものであり、「実際の面積ではなく、国に出している面積と合わせるために無理な評価をしている部分がある」ということはありません。</li> </ul>	
10				p.185	<ul style="list-style-type: none"> <li>・耕作放棄地については今後後継者不足により更に増加する可能性があるため、取組としては継続していただきたい。</li> </ul>	外崎委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従前より耕作放棄地の防止と再生に向けた取組の重要性を認識していますので、取組を継続していきます。</li> </ul>	

## 2 施策の二次評価案

※網掛けの項目については、第2回総合計画審議会において回答した内容(補足説明含む)です。

No.	分野別政策	政策の方向性	施策	対象ページ	審議会委員の意見	委員名	事務局回答内容	二次評価案
11	⑨観光	2 広域連携による観光の推進	1) 広域圏の観光施策の充実と観光情報発信の強化	p.219	・DMOクランピオニーの知名度アップが必要。他市町村との温度差があると聞いているが、どう盛り上げるのか。また、観光施策について、他機関との連携具合がわかりにくいので、その点の改善も求めたい。 ・白神山地との関わりについても観光資源として再構築が必要ではないか。	珍田委員	・セミナー開催や活動状況の発信など、認知度向上に向けてDMO事務局とともに取り組んでいきます。また、自治体や観光協会等との連携に加え、民間事業者との連携も進めています。 ・今年度はDMOの内部に交通や宿泊等の各事業種別の専門部会を設立予定であり、昨年度から説明会を実施するなど準備を進めている状況です。 ・白神山地に関しては、令和5年の世界自然遺産登録30周年に向けて、効果的なPR活動を推進するため西目屋村とともに白神周辺エリアの観光素材・資源の掘り起こしを進めており、再整理を行ったうえで今年度中に紙及びデジタル版の観光パンフレットを製作し、情報発信することとしています。	DMOの活動を盛り上げ、広域の様々な観光資源を活かして市町村や関係機関との連携を進めていくこと。また、市民に向けた広域観光の情報発信を強化すること。さらには、新型コロナウイルス感染症の収束後、選ばれた観光地となるよう、具体的な取組を進めていくこと。
12				p.219	・広域連携により観光客を弘前に呼び込む取組はいいと思います。ただ一市民として市が配布している広報を見ている限りは弘前周辺程度だけであったり、県内・県外まで意識した広域観光の広報はできていない印象です。観光業界への宣伝・広報も必要な事ですが一般市民も普通に暮らして広域観光の情報に簡単に触れられるような取組を期待します。	外崎委員	・令和2年4月に設立された観光地域づくり法人である地域連携DMOの取組を通じて、広域観光に対応した新たなパンフレット製作やWEBページの再構築を行う予定としていますので、完成した時点で広報に掲載するなど、広域観光について市民の皆様への情報発信も意識して取り組んでいきます。	
13				p.219	・「新型コロナウイルス感染症の収束後、旅行形態はますます多様化することが想定されることから、今後も選ばれた観光地となるよう、他自治体・他地域との連携を一層強化し、様々な観光ニーズに対応していきます」とあるが、具体的にはどのようなことを考えているのか。	森委員	・「アフターコロナ」「ウィズコロナ」では移動距離が少なく新型コロナウイルス感染症の感染リスクが比較的低いとされるマイクロツーリズムがこれからの旅行形態の一つとされており、DMO圏域や県内、近隣県の範囲でマイクロツーリズムを進めていく予定です。 また、地域間のつながりをより一層強固なものとするため、津軽圏域DMOとの連携を密にし、DMO構成14市町村等と連携しての共同プロモーションや観光コンテンツのブラッシュアップなど広域観光に関する取組へ積極的に参画し、互いの観光資源を補完し合いながら、魅力的な観光地として情報発信に取り組めます。 ・インバウンドについては、新型コロナウイルス感染症拡大以前より団体旅行から個人旅行へと大きくシフトしてきています。今後の旅行回復期にはこれまで以上に個人旅行者の増加が見込まれており、個人旅行者のニーズに対応できるよう、体験メニューの造成や多言語対応、キャッシュレス決済等の受入環境の整備を進めています。	
14	⑩環境・エネルギー	3 外国人観光客の誘致促進	1) 国外への情報発信及び受け入れ環境の整備促進	p.221	・ホームページの多言語化支援などを通して、国外への情報発信を強化していますが、一方的な情報発信にとどまらず、SNSなどを活用し双方向的な情報発信を行うことも検討してほしいと考えます。海外からの問い合わせに対し、素早く回答している体制を整えている地域に外国人旅行者は魅力を感じているようです。そうしたことから弘前市でも、海外からの問い合わせにできるだけ早く回答できるような体制を整えていくことを期待します。	森委員	・海外向けの情報発信としては、ホームページやパンフレットの多言語化の他に、令和3年7月よりSNS「インスタグラム」の運用を開始しました。他地域の先行事例を参考に、効果的な情報発信に取り組んでいきます。	国外に対してSNSなどを活用し双方向的な情報発信を行い、外国人観光客の誘客に取り組むこと。
15				p.227	・町会連合会によるごみ減量運動堆肥製造容器(コンポスト)の取組との棲み分けはどうなっているのか。別物なのか。	小田桐委員	・当市では、生ごみの減量化に向けて、小型でにおいや虫が発生しにくく、管理しやすい等の優れた特性を持っている消滅型ごみ処理ボックス「ミニ・キエーロ」の普及展開に優先的に取り組んでいるほか、小型電動式生ごみ処理機の貸与等の事業に取り組んでおり、町会連合会においても生ごみたい肥化容器販売支援事業を行っており、市民の皆様それぞれの生活スタイルに合った方法で、生ごみの減量化に取り組んでいただきたいと思います。	ごみの減量化・資源化に向け、これまでの取組の効果を検証したうえで、より有効な取組を推し進めること。
16				p.227	・市民参加型まちづくり1%システムの採択事業の中で、かつて町会に大型の電動コンポストを1台設置する取組で大きな成果をあげた事例があったので、こういった取組がごみの減量化に貢献すると考える。 ・コンポストは、においがする、場所を取る、冬に割れる等の問題点を聞いており、ミニ・キエーロも効果があるのであれば、市として補助金で普及を促進すべきではないか。 ・臭いもせず室内に置ける段ボールのコンポストもあるので、これを普及させるのも一つの手段かと思う。	鴻野委員	・大型電動コンポストに関しては、購入やリースといったインシヤルコスト(初期費用)のほか、電気代等のランニングコスト(維持経費)も発生するため、市全体での普及は難しいものと考えています。 ・市民が取り組みやすい「ミニ・キエーロ」のより一層の普及展開に向け、販売方法や補助制度などについて検討しながら、引き続き取り組んでいきます。	
17	p.227	・ミニ・キエーロは良い取組だと思います。廃棄率の高いレストラン等へも提供し活用してもらう取組など、一般企業にも普及するような取組を期待します。	外崎委員	・「ミニ・キエーロ」はプランターサイズの一般家庭用となっており、民間事業所等での活用にはサイズが小さく不向きであることから、大型サイズのキエーロを製作し、保育園等で活用するモデル事業を今年度実施することとしています。モデル事業を検証したうえで、民間事業者等への普及展開も視野に入れ、事業を進めていきます。				

## 2 施策の二次評価案

※網掛けの項目については、第2回総合計画審議会において回答した内容(補足説明含む)です。

No.	分野別政策	政策の方向性	施策	対象ページ	審議会委員の意見	委員名	事務局回答内容	二次評価案
18	⑪安全・安心	2 安全・安心な生活環境の確保	1)安全・安心な地域づくりの推進	p.247	・防犯灯、カメラについては住民の安心につながっているが、実際の犯罪の推移等、設置前後の統計はあるか。	珍田委員	・本市では、平成26年度に弘前大学周辺等に防犯カメラを設置しており、設置後、弘前大学周辺における窃盗の認知件数が令和元年には半減したほか、性的犯罪も大きく減少し、高い犯罪抑止効果が得られているところ。弘前大学周辺の窃盗等の認知件数等については、弘前警察署より本市に情報提供いただいておりますが、各地区ごとの具体的数値については一般に公表していないことから、当該数値の公表は控えさせていただきます。 ・なお、LED防犯灯設置に係る効果検証については、市内各所に約2万基を設置しているため、全市的な刑法犯認知件数を指標として、評価を行っています。本市における刑法犯認知件数は、基準値の830件(平成29年度)に対し、実績値は536件(令和元年度)、523件(令和2年度)と減少傾向にあります。	安全・安心な地域づくりを推進していくため、引き続き、地域住民や防犯関係団体等と連携し、防犯機器の設置を進めるとともに、既設の防犯機器についても維持管理体制を強化すること。
19				p.247	・②防犯カメラ整備管理事業は、安全・安心な地域づくりに非常に効果が大きい事業と思われるが、既に設置されている弘前市公共施設の監視カメラの作動状況並びに更新状況を確認し、市内全体の防犯カメラ体制を再整備すべきではないでしょうか。現に市民体育館、笹森記念体育館、克雪トレーニングセンター及び河西体育館の監視カメラシステムは、作動不良や不具合があり、安全管理の機能を果たせない状況にあります。	田澤委員	・公共施設の防犯カメラの維持管理については、ご指摘いただいた箇所を修繕計画の中に組み込み、予算内での優先度を踏まえ、適正な維持管理に努めていきます。	
20				p.247	・市の施設に古い防犯カメラがあるが、設置した後の定期的な点検が必須であり重要なので、更新することも含め、取組を強化していただきたい。	鴻野委員		
21	⑫雪対策	1 冬期間における快適な道路・住環境の形成	2)交通安全対策の推進	p.250	・6月に千葉県で起きたトラックが突っ込み児童が巻き込まれた事故を考えると、弘前市における通学路の危険箇所の洗い出し、改善は必須だと考えますので、更なる点検、対策を望みます。また、横断歩道歩行者優先啓発教室も進めていくべきだと思いますが、あわせて横断歩道への横断旗の設置などの検討もお願いしたいと考えています。設置に関しての許可の難しさ、管理の問題、横断旗の偏りなど、課題も多いと思われませんが、長野市では横断旗入れの貸し出しを行ったり、和歌山市では携帯用の横断旗を子供達に持たせる活動を行なっています。弘前市でも横断旗の設置など、より一層子供達の安全確保に取り組んでほしいと考えています。	森委員	・6月の千葉県で起きた事故を受け、本市教育委員会では市内の通学路の危険箇所について、実態調査・点検を実施しており、確認された危険箇所については、改善に向けた取組を進めていきます。また、国においても、10月末をめどに通学路の対策案を作成し、速度規制などのソフト面と歩道の拡充やガードレールなどの整備によるハード面を組み合わせた対策を進めることとしており、国や県とも連携しながら通学路の安全対策に取り組んでいきます。 ・本市では信号機のない横断歩道で歩行者を優先するドライバーを増やすため、令和元年7月に「歩行者にやさしいまち宣言」をし、公用車にマグネットシートを貼ったり、広報ひろさきでの周知、春夏秋冬の交通安全運動で街頭啓発活動を行うなど、啓発活動に取り組んでいます。 ・本市における信号機のない横断歩道における車の一時停止率は、令和元年12月時点で16.3%から令和3年6月は24.3%に上昇しており(株ムジコ・クリエイティブ)、本市の取組は一定の成果をあげているものと考えています。 ・このほか、本市では、信号機のない横断歩道における一時停止率5年連続全国1位の長野県にならい、今年度から横断歩道歩行者優先啓発教室において、「歩行者は手を挙げて横断する意思をドライバーに伝える」「横断後はドライバーに礼する」といったマナーの指導を行っており、今後は、手を挙げるマナー指導の効果等を検証したうえで、横断旗の導入についても必要に応じて検討をしていきます。 ・引き続き、交通安全意識の向上、道路環境の整備、児童の見守り等により、交通事故死傷者数が減少し、市民が安全で安心な暮らしを送れるよう、取組を進めていきます。	通学路の危険箇所の洗い出し及び改善に取り組むとともに、横断歩道歩行者優先に向けた取組を進め、より一層子どもたちをはじめとする歩行者の安全確保に取り組むこと。
22				⑫雪対策	1 冬期間における快適な道路・住環境の形成	2)地域一体となった新たな除排雪体制の構築	p.258	・計画事業「次世代型共助創出事業」について、除雪機を貸出する事業者にはどのようなメリットがあるのか。
23	p.258	・雪置き場の問題については大きな道路に面して置き場がない住宅だったり、住宅街の中の一軒だと道路以外に置く場所が無いなど除排雪問題があり、今後もそのような住居の周辺環境で雪置き場に困るような住民も雪に悩まないように雪置き場を増やしていく取組を期待します。	外崎委員				・町会の要望を受け、町会雪置き場の数を増やすため、町会雪置き場事業の対象としている空き地の対象面積を緩和するなど、町会が活用しやすい制度となるよう要綱の見直しを図り、地域と連携した協働による除排雪体制の構築に向け取組を進めていきます。	



## 2 施策の二次評価案

※網掛けの項目については、第2回総合計画審議会において回答した内容(補足説明含む)です。

No.	分野別政策	政策の方向性	施策	対象ページ	審議会委員の意見	委員名	事務局回答内容	二次評価案
24	⑬都市基盤	1 持続可能な都市の形成	1)地域特性を生かしたコンパクトシティの形成	p.266	・都市機能誘導区域内への誘導施設の誘導がうまくいっていないことに対して、「誘導を促します」との対応が示されています。具体的にはどのように誘導を促す予定なのか、対応をお知らせください。また、誘導区域外に設置されたことが関係しているかどうかはわかりませんが、それらの店舗の周辺の交通安全確保が不十分だと感じています。より一層の交通安全確保に取り組んでほしいと考えています。	森委員	・誘導施設が都市機能誘導区域内へ立地するような具体的な支援策については、現在検討しているところです。また、事業者が誘導施設を立地する場合には、事前に都市計画課に対し立地内容について相談することとなっていますので、設計段階から交通安全確保を十分に検討するよう説明を徹底します。	店舗の立地に当たっては、事業者に対し、交通安全確保に係る指導を徹底すること。
25	⑭景観・文化財	1 郷土弘前を愛し、自然や歴史・文化財に親しむ心の醸成	1)文化財情報の公開・発信と学習等の充実	p.289	・大森勝山遺跡の世界文化遺産登録と、令和5年に世界自然遺産登録30周年を迎える白神山地を連携させて、観光客を誘客する予定はあるか。観光は、ストーリーが大事なので、世界遺産のつながりでストーリーを組み立て、積極的に誘客を進めてもらいたい。	珍田委員	・大森勝山遺跡の世界文化遺産登録に加え、令和5年の白神山地世界自然遺産登録30周年と世界自然遺産の「知床」を有する北海道斜里町との友好40周年を契機として、世界遺産つながりでストーリーを構築した誘客に向け、関係各課が連携して検討を行っています。	大森勝山遺跡の世界遺産登録を契機とした誘客効果を最大限に発揮するため、周辺地域等と連携したストーリー性のある誘客に取り組むとともに、当該遺跡への交通アクセスなどの利便性向上に取り組むこと。
26				p.289	・JR弘前駅から大森勝山遺跡までSuicaで行けるような体制の構築を検討していただきたい。	森委員	・Suicaの導入については、交通事業者との協議に向け検討を進めています。また、アクセス向上に向け、周遊コースの新設などについてタクシー事業者との協議を進めています。	
27				p.289	・広域連携の観光にもつながりますが、歴史は一地区で完結する事は少なく多くは繋がりがあがるものだと思います。歴史の繋がりを感いつつ広域の観光になるような取組を期待します。	外崎委員	・広域観光のコンテンツとしての大森勝山遺跡の活用については、大湯環状列石などストーンサークル周遊や、東北初の世界文化遺産として登録された「平泉」との連携、前述の北海道斜里町との連携など、世界遺産の繋がりでストーリーを構築した誘客に向け、関係各課が連携して検討を行っています。	
28	⑯市民協働	1 協働による地域づくりの推進	1)市民と行政の協働による地域づくりの推進	p.314	・協働によるまちづくりに向けては、「④ボランティア支援事業」の強化が必要。 ・そのためにボランティア活動の環境整備、人材育成が必要。 ・今後は企業や学生も巻き込むことが必要。 ・市社協が運営するボランティアセンターも一層の連携を図っていききたい。	崎野委員	・ボランティア活動を通じて、市民等が地域の課題解決に自主的・主体的に取り組めるよう、当市と弘前市社会福祉協議会の連携体制をより一層強化し、ボランティアに関わる人材や団体の育成、ボランティア活動の情報提供の充実、学生との協働などに取り組んでいきます。	地域共生社会の実現に向け、事業者や学生、町会など地域の各種団体等と協働し、市民が自主的・主体的にボランティア活動をするための環境をより一層充実させること。
29			2)町会を基盤とする地域コミュニティの維持・活性化	p.318	・リーディングプロジェクトの際に町会業務の業務改善の検討をお願いしましたが、それに関連して追加の意見です。町会業務に関しては事務費を交付し、町会ごとに事務を委託するような体制になっていますが、ルーチンな業務(広報の個配や集金業務など)は町会連合会などが一括して請け負い、業者などに委託するような形もあるのではないかと思います。働き方が多様になってきている今、一括して委託できるものは委託し、個人の業務負担を減らすことも町会への参加者を増やすことにも繋がると思います。業務を負担させる仕組みとしてではなく、町会内での交流を深める方策を検討したり、防災を考えることなどに時間を使ってもらえるような創造的な場に町会がなればと思います。	森委員	・市内の全町会を対象に、平成30年度に「広報ひろさきの配布等に関するアンケート」を実施しました。その結果、配布方法の希望としては、「市から民間業者への業務委託等による毎戸配布」を111町会(40.7%)、「町会による毎戸配布」を90町会(33.0%)が選択したという結果でした。 ・ただし、令和元年度の弘前市町会連合会定例理事会において、以下の理由から、町会との協働による配布を継続することとしたという経緯があります。 ①広報ひろさきの配布が無くなった場合には、各町会に交付される町会等事務費交付金の見直しの必要性や見直しに伴う町会活動への影響が懸念されること ②町会による毎戸配布は、地域コミュニティの維持・活性化や一人暮らし老人の安否確認等において有効な手段となっていること ③業務委託による全戸配布は、数千万円単位での新たな市費負担を生じるとともに、町会未加入者の増加要因となる恐れがあること ・また、町会の業務負担軽減に向けては、当市としても取り組んでいかなければならない課題と認識していますので、よりよい広報の配布方法を含め、業務改善に向けた検討を継続して進めていきます。	若い世代を含む多様な住民が町会に参加できる体制を整備するため、町会の業務負担軽減に向けた検討を継続すること。